

マネージメント・レター No.290

**介護保険の給付対象事業における会計の区分について**

介護保険事業者の認可を受けるために必要な運営基準のひとつに「会計の区分」があります。介護保険法の規定に基づく「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」では、「会計の区分」について次のように規定しています。

**第三十八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。**

なお、指定訪問介護事業者以外の指定介護事業者についても第 38 条が準用されています。たくさんの種類の介護サービスがありますが、それぞれで会計を区分することが必要です。会計処理方法の仕組みは様々なものが考えられますが、会計事務の負担を考慮しつつ、運営基準の求める内容を満たす適切な会計処理方法として、4つの方法があります。

**<会計単位分割方式>**

施設または事業拠点毎かつ介護サービス事業別に独立した仕訳帳及び総勘定元帳を有する。収支及び損益に関する計算書類（損益計算書・収支計算書・正味財産増減計算書）、貸借対照表も事業拠点別に作成。

**<本支店会計方式>**

事業拠点毎かつ介護サービス事業別に会計処理。貸借対照表の資本の部（純資産の部）は分離せず、本店区分だけ存在させる。本部あるいは他の事業拠点間の取引は、本支店勘定（貸借勘定）で処理。

**<部門補助科目方式>**

勘定科目の補助コードでサービス事業毎に集計。貸借対照表は介護サービス事業別の区分をしないで、収支及び損益に関する計算書を区分。

**<区分表方式>**

仕訳時に区分せず、計算書類の数値をそれぞれの科目に応じて按分基準を設け、配分表で介護サービス事業別の結果表を作成。科目によっては、部門補助科目方式を併用する。

「会計の区分」がなされていないと、運営基準を満たしていないことになり、実地指導に於いて運営基準違反として指導事項とされます。最悪の場合、指定の取り消しも起こる場合もあるので、注意が必要です。

【医療研修チーム】

介護事業で会計上難しいのは、複数の事業に共通に発生する費用の処理などです。按分の仕方など、その内容ごとに基準も例示しています。また、消費税や印紙税など一般の法人が行う他の事業とは異なるものもあり、国税庁が出す通達と同じように厚生労働省の出す通達もよく見ておかなければなりません。実務に配慮し、適切な方法を探せると良いですね。